

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

ページ

規則

○秋田県家畜管理規則の一部を改正する規則（五七・農畜産振興課）……………1

秋田県、秋田県議会、秋田県監査委員、秋田県人事委員会、秋田海区漁業調整委員会訓令

○秋田県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（一・人事課）……………3

規 則

秋田県家畜管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県規則第五十七号

秋田県家畜管理規則の一部を改正する規則

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県家畜管理規則（昭和三十五年秋田県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則

目次及び第一章の章名を削る。

第一条及び第二条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この規則は、県内における家畜の改良及び増殖を図るために行う種畜（県が所有する家畜の改良及び増殖の用に供する牛、めん羊、山羊、豚及び鶏をいう。以下この条及び次条において同じ。）の貸付け並びに種畜及び種卵（県が所有する家畜の改良及び増殖の用に供する鶏の卵をいう。）（以下「種畜等」と総称する。）

の譲渡に關し必要な事項を定めるものとする。

（種畜の貸付け及び種畜等の譲渡）

第二条 農林水産技術センター畜産試験場長（以下「畜産試験場長」という。）は、次に掲げるものに対し、この規則で定めるところにより、種畜（鶏を除く。以下同じ。）を無償で貸し付け、又は種畜等を有償若しくは無償で譲渡することができる。

一 市町村

二 畜産業を営む農業協同組合又は農業協同組合連合会

三 家畜の改良及び増殖を目的とする団体

四 種畜等により家畜の生産を行う者

五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めたもの

第三条、第二章、第三章の章名、第十五条及び第十六条を削る。

第十七条の見出しを「（種畜の貸付期間）」に改め、同条中「貸付期間は、大家畜を「貸付けの期間（以下「貸付期間」という。）は、牛」に、「中家畜」を

「とし、めん羊、山羊及び豚」に、「知事」を「畜産試験場長」に、「又は」を「及び」に、「適当」を「特に必要がある」に、「借受者」を「そのもの」に、「よりの期間」を「基づき、当該貸付期間」に、「ある」を「できる」に改め、同条を第三

条とし、同条の次に次の二条を加える。

（種畜の貸付け等の手続）

第四条 種畜の貸付け又は種畜等の譲渡を受けようとするものは、その住所地を所管する家畜保健衛生所長を経由して、畜産試験場長に別に定める様式による申請書を提出しなければならない。

2 畜産試験場長は、前項の規定による申請があつたときは、種畜の貸付け又は種畜等の譲渡をするかどうかを決定し、その旨を当該申請をしたものに通知するものとする。

（貸付期間の延長の手続）

第五条 第三条ただし書の規定による貸付期間の延長の申請をしようとするものは、当該貸付期間の満了の日の二月前までに、その住所地を所管する家畜保健衛生所長を経由して、畜産試験場長に別に定める様式による申請書を提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。

第十八条及び第十九条を削る。

第二十条の見出しを「（種畜等の引渡し）」に改め、同条第一項を次のように改める。

畜産試験場長は、種畜を貸し付け、又は種畜等を譲渡することを決定したとき

は、当該種畜等を畜産試験場長の指定する期日及び場所において引き渡すものとする。

第二十条第二項中「より」を「よる」に、「受けた者は、」を「受けるものは、その際別に定める様式による」に、「知事」を「畜産試験場長」に改め、同条を第六条とする。

第二十一条を削る。

第二十二条の見出しを「(種畜等の引渡し等に要する費用の負担)」に改め、同条第一項中「種畜等」を「前条第一項の規定による種畜等」に改め、「又は返納」及び「一切の」を削り、「貸付け、譲渡又は譲与」を「種畜の貸付け又は種畜等の譲渡」に、「者」を「もの」に改め、同条第二項中「飼育中における」を「飼養管理に要する」に、「一切借受者」を「当該種畜の貸付けを受けたもの(以下「借受者」という。)」に改め、同条第三項中「知事」を「畜産試験場長」に改め、「必要」の下に「がある」を加え、同条を第七条とし、同条の次に次の三条を加える。

(種付台帳への記載及び繁殖の成績の報告)

第八条 借受者は、貸付けを受けた種畜を種付けの用に供したときは、その都度、別に定める様式による種付台帳に記載するとともに、毎年、次の表の上欄に掲げる種畜の種類に応じ同表の中欄に掲げる期間における当該種畜に係る繁殖の成績を、同表の下欄に掲げる期日までに、別に定める様式による報告書により畜産試験場長に報告しなければならない。

牛	一月一日(貸付期間(第三条ただし書の規定により貸付期間を延長された場合は、当該延長後の貸付期間をいう。以下同じ。))の始期が同日以外の日である場合は、当該貸付期間の始期)から十二月三十一日(貸付期間の終期)が同日以外の日である場合は、当該貸付期間の終期(以下この項において「報告期間の終期」という。)まで	報告期間の終期の属する年の翌年の一月十五日
めん羊、山羊又は豚	八月一日(貸付期間の始期が同日以外の日である場合は、当該貸付期間の始期)から翌年の七月三十一日(貸付期間の終期が同日以外の日である場合は、当該貸付期間の終期)(以下この項において「報告期間の終期」という。)まで	報告期間の終期の属する年(報告期間の終期が貸付期間の始期の属する年である場合は、当該報告期間の終期の属する年

(種畜の登録の実施等)

第九条 借受者は、貸付けを受けた種畜について、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第三十二条の二第三項に規定する家畜登録機関が定める同条第一項の登録規程に定める審査の基準に適合すると認めるときは、遅滞なく当該家畜登録機関による登録を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、借受者は、貸付けを受けた種畜について、伝染性疾病の発生を予防するための予防接種を実施するなど、善良な管理者の注意をもつて飼養管理しなければならない。

(借受者に対する指示等)

第十条 畜産試験場長は、貸付けをした種畜について、飼養管理上又は保健衛生上必要があると認めるときは、借受者に対し必要な指示をすることができる。

2 畜産試験場長は、この規則の施行に必要な限度において、当該職員に、貸付けをした種畜を飼養管理している施設に立ち入らせ、第八条に規定する種付台帳その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係者に質問させることができる。この場合において、当該職員が検査し、又は質問するために当該施設に立ち入るときは、当該借受者その他の関係者の同意を得なければならない。

第二十三条から第二十五条までを削る。

第二十六条中「について疾病、死亡、盗難、失そうその他」を「が疾病にかかり、死亡し、盗み取られ、又は逸走した場合その他」に、「あつた場合」を「生じた場合」に、「種畜事故報告書に次の各号に定める」を、「当該事由を証する」に、「知事に提出しなければならない」を「別に定める様式による報告書により、畜産試験場長にその旨を報告しなければならない」に改め、同条各号を削り、同条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(転貸及び飼養の委託の届出)

第十二条 借受者は、貸付けを受けた種畜を第二条各号のいずれかに該当する第三者に転貸し、又は当該第三者にその飼養を委託しようとするときは、あらかじめその住所を所管する家畜保健衛生所長を経由して、別に定める様式による書面によりその旨を畜産試験場長に届け出なければならない。

(飼養の場所の変更の届出)

第十三条 借受者は、貸付けを受けた種畜を飼養する場所を変更しようとするときは、あらかじめその住所を所管する家畜保健衛生所長を経由して、別に定める様式による書面によりその旨を畜産試験場長に届け出なければならない。

の翌年)の八月十日

第三十条の見出しを「(種畜の返納)」に改め、同条第一項中「知事」を「畜産試験場長」に改め、同条第二項中「により」の下に「貸付期間の満了前であつても、」を加え、「貸付期間満了前に返納しようとするときは、その事由」を「返納することができる。この場合においては、借受者は、あらかじめその住所を所管する家畜保健衛生所長を経由して、その理由」に、「知事」を「その旨を畜産試験場長」に改め、同条第三項中「知事」を「畜産試験場長」に、「行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十四条とする。

4 種畜の返納に要する費用は、借受者の負担とする。

第三十一条の見出しを「(貸付け後の種畜の譲渡)」に改め、同条中「知事」を「畜産試験場長」に改め、「が当該」の下に「貸付けを受けた」を加え、「飼育管理し」を「飼養管理し」に、「繁殖成績」を「繁殖の成績」に、「満了後」を「の満了後」、当該借受者の申請に基づき、「に」、「譲与し」を「無償」に、「対価」を「価額」に、「がある」を「ができる」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十五条とする。

2 前項の規定による譲渡を受けようとする借受者は、貸付期間の満了の前二十日までに、その住所を所管する家畜保健衛生所長を経由して、別に定める様式による申請書により畜産試験場長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 第六条の規定は、前項の規定により第一項の規定による譲渡の承認を受けた種畜を引き渡す場合について準用する。

第三十二条及び第三十三条を削る。

第三十四条の見出しを「(種畜の強制返納等)」に改め、同条第一項中「知事」を「畜産試験場長」に、「第二十四条から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条」を「第八条から第十三条まで」に、「貸し付けした」を「貸付けをした」に、「ある」を「できる」に改め、同条第二項中「第三十条第三項」を「第十四条第三項」に、「前項」を「前二項」に改め、「ついで」の下に「同条第四項の規定は第一項の規定による返納について」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 畜産試験場長は、家畜の改良及び増殖を図るため特に必要があると認めるときは、貸付期間中であつても、貸付けをした種畜を返納させることができる。

第三十四条を第十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(家畜の改良及び増殖に関する試験等)

第十七条 畜産試験場長は、家畜の改良及び増殖を図るため必要があると認めるときは、貸付けをした種畜又は譲渡をした種畜等について、当該借受者又は譲渡を受けたものの同意を得て、家畜の改良及び増殖に関する試験及び調査を行うことができる。

(補則)

第十八条 この規則に定めるもののほか、種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関し必要な事項は、別に定める。

第四章及び第五章を削る。

様式第一号から様式第九号までを削る。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県、秋田県議会、秋田県監査委員、秋田県人事委員会、秋田海区漁業調整委員会訓令

秋田県 田 県、秋田県議会、秋田県監査委員、秋田県人事委員会、秋田海区漁業調整委員会 庁中一般 各地方機関 事務局一般

秋田県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城
秋田県議会議長 中泉松之助
秋田県代表監査委員 山田昭郎
秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷
秋田海区漁業調整委員会会長 加藤 和夫

秋田県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

秋田県職員安全衛生管理規程(昭和五十五年秋田県、秋田県議会、秋田県監査委員、秋田県人事委員会、秋田海区漁業調整委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「の各号」を削り、第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 安全衛生に関する方針の表明に関すること。

六 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

七 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

第十二条第三項中「安全衛生推進者選任報告書(様式第一号)により」を「別に定める様式による報告書を」に、「報告しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第十四条第三項中「は本庁の」を「は」に改め、同条第四項中「前項の」を削り、「及び」の下に「第二項の」を加え、「衛生管理者(衛生推進者)選任報告書(様式第二号)により」を「別に定める様式による報告書を」に、「報告しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第十九条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「の実施及びその」を「並びに法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの」に改める。

第二十条第三項中「速やかに」の下に「別に定める様式による報告書を」を加え、「作業主任者選任報告書(様式第三号)により」を削り、「報告しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第二十七条第一項中「第二十三条第二項第一号の」を削り、「同項第二号の」を「第二十三条第二項第二号の」に、「衛生委員会委員選任報告書(様式第四号)により」を「別に定める様式による報告書を」に、「報告しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、「及び」の下に「第二十三条第二項第二号の」を加え、「委員会開催状況報告書(様式第五号)により」を「別に定める様式による報告書を」に、「報告しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第三十八条第一項中「指導区分変更申請書(様式第六号)」を「別に定める様式による申請書」に改め、「添えて、」の下に「これを」を加え、「所属長及び本庁の」を「所属長及び」に改め、同条第二項中「指導区分変更申請書」を「申請書」に、「健康管理指導区分」を「健康管理指導区分」に改める。

第四十一条第一項中「療養者報告書(様式第七号)により」を「別に定める様式による報告書を」に、「報告しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「についてその」を「の」に、「を療養者経過報告書(様式第八号)」を「について、別に定める様式による報告書」に改める。

第四十四条中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所」に改める。

様式第一号から様式第八号までを削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubara-ansu.co.jp

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

購 読 料 金

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社